

『石綿取扱い作業従事者特別教育』の実施について

現在「石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業を行うときには、特別教育の修了者を就かせること」が事業所に義務付けられています。

1. 特別教育の内容

石綿の有害性、石綿粉じんを発散させないための作業方法、保護具の使用方法などを習得します。

科目	時間
1. 石綿の有害性	0.5 時間
2. 石綿等の使用状況	1 時間
3. 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1 時間
4. 保護具の使用方法	1 時間
5. その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項	1 時間
合 計	4 時間 30 分

2. 受講対象者

石綿が使用されている建築物、工作物の解体等の作業に従事する者

3. 日 時 令和7年2月6日（木）9時30分～15時
（4.5 時間）

※10分前には受付を済ませてください。

4. 会 場 帯広職業能力開発センター（西22条北2丁目29-4）

5. 受講料 会 員 6,000円 / 会員外 8,000円

6. 申込期限 令和7年1月15日（水）まで

7. 定 員 40名

ただし、定員になり次第締め切ります。また、受講希望者が少ない場合、中止にすることがあります。

《 申込方法 》

- ・ 受講申込書

申込用紙は各団体に郵送いたします。足りない場合はコピーをしてご利用ください。また、当協会ホームページにてダウンロードができますので、ご利用ください。

※ F A X 送信されたものは利用できません。ご注意ください。

- ・ 証明写真 1 枚（受講申込書に貼り付けてください。）

※ 申請前 6 ヶ月以内に撮影した上半身脱帽、無背景、白黒可

- ・ 受講料

以上 3 点を申込期限までに 現金書留で送付 又は持参して下さい。

なお、当協会の会員以外の方が申し込みをする場合には、事前に電話連絡をお願いします。

《 申込・問い合わせ先 》

帯広地方職業能力開発協会

〒080-2462 帯広市西 2 2 条北 2 丁目 2 9 番 4 号

TEL 0155-37-4936 FAX 0155-37-5216